平成２６年（フ）第３１０４号
大阪府四條畷市北出町30番６号
債務者　宮崎美智子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２６０号
大阪府吹田市青山台４丁目１番Ｃ74―716号
債務者　羽根　勝子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２８１号
大阪府吹田市出口町34番Ｃ４―214号
債務者　石山　裕子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３２４号
大阪市都島区大東町１丁目９番８号
債務者　瀬戸　幸雄
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１２号
函館市旭町２番２号　203号室
債務者　増輪　敬祐
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２１７号
函館市亀田本町34番23号
債務者　中里　弘人
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２１８号
函館市亀田本町34番23号
債務者　中里　和江
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２２５号
函館市栄町８番５号　林ハイツ305号室
債務者　五十嵐貴紀
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１３４号
岡山県井原市井原町3285番地２　向町住宅303
債務者　立間　　亘
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第６２号
三重県志摩市浜島町浜島1162番地６
債務者　柴原　寛治
1　決定年月日時　平成26年８月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第６３号
三重県志摩市志摩町和具3588番地、住民票上の住所三重県志摩市志摩町和具3103番地
債務者　山本はな枝
1　決定年月日時　平成26年８月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第２０６号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原771番地の４
債務者　照屋　盛久
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第８８号
千葉県大網白里市細草3249番地７
債務者　岸本　勝久
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第９９号
千葉県東金市台方696番地１　砂郷Ⅰ―306
債務者　松井　賢一
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１１０号
千葉県東金市極楽寺415番地38
債務者　篠原　　晋
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第６２３号
札幌市中央区南７条西７丁目３番地１　第88松井ビル203号
債務者　吉田　　雅
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９６６号
札幌市中央区南１条西18丁目１番地２　南１西18ビル1101号、申立時の住所札幌市中央区北５条西24丁目１番22―501号
債務者　今井　美香
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０２２号
札幌市西区西町南18丁目４番26―204号
債務者　柿崎　利彦
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部